

伊勢崎市地方就職学生支援事業補助金



東京圏※1のキャンパスに通っていた大学・大学院卒業生のみなさんへ！
地方への就職・移住を希望する大学生等を応援する制度があります！
※申請をする方は、申請前に必ず事前相談をお願いします。

就職活動に係る一時的な経済負担の軽減を図り、群馬県内の企業への就職を促進し、地域の活性化に資する人材を確保するため、本市への移住を伴い群馬県内の企業に就職する東京圏※1の大学生又は大学院生に、交通費、移転費を補助します。

交通費補助金額 (就職活動に係る交通費)



■就職活動実施場所が群馬県内の場合
(企業から交通費の支給がない場合)

一律6,000円

■就職活動の実施場所が群馬県外の場合
(企業から交通費の支給がない場合)

自己負担額の1/2の額(上限6,000円)

■就業先企業が交通費の一部を支給している場合

$(12,000\text{円} - A) \times 1/2$ の額

A : 就業先企業からの支給額

※全て100円未満の端数は切り捨て

移転費補助金額 (移住に係る運送費(引越し費用等))



移転に係った費用(上限66,000円)

※1000円未満の端数は切り捨て

※就業先企業から移転費が支給されている場合は、原則対象外。

※移転費及び伊勢崎市移住支援事業補助金について、両方の交付を受けることはできません。

⚠ 1人につき、交通費・移転費補助はそれぞれ1回が限度です

※1 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、下記の条件不利地域を除いた地域です。

■条件不利地域

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

対象者は
裏面をチェック



対象となる方

次のチェック **I ~ IV** の **全て** に該当する方

■チェック I 移住元に関する要件 (次の①~②の要件に全て該当する方)

- ① 大学又は大学院(以下「大学等」という。)の卒業又は修了(以下「卒業等」という。)年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業等していること。
※交通費については、当該大学等に在学中であり、かつ当該大学等を卒業等見込みである場合も対象とする。
- ② 大学等の卒業等年度において、東京圏に在住していたこと。

■チェック II 移住先に関する要件 (次の①~②の要件に全て該当する方)

- ① 本市に転入し、申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
※就業開始日前(在学中を含む。以下同じ。)に交通費を申請する場合は、チェックIII・IVの就業先に就職することが内定しており、就業開始予定日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- ② 卒業等をした日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請すること。
※在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内に申請すること。

■チェック III 就業先に関する要件

(交通費を申請する場合は次の①~⑤、移転費を申請する場合は次の①~④の要件に全て該当する方)

- ① 勤務地が群馬県内に所在すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと
- ④ 官公庁等(第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
- ⑤ 3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業でないこと。

■チェック IV 就業条件等に関する要件 (次の①~②の要件に全て該当する方)

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。
 - ② 本市からの通勤が可能な地域(群馬県内に限る。)への勤務地限定型社員としての採用であること
- ※就業開始日前に交通費を申請する場合は、①については就業見込み、②については採用予定であること。

申請期間

令和7年4月1日～令和8年2月16日

～次の場合は返金対象となりますのでご注意ください。～

- ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
 - ・申請日から1年以内に伊勢崎市に転入しない場合 (就業開始日前に交通費を申請した場合)
 - ・申請日から1年以内に要件を満たす就業先に就業しなかった場合 (就業開始日前に交通費を申請した場合)
 - ・就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合
 - ・3年未満に伊勢崎市外へ転出した場合
- など

詳細は
市HPをチェック



【お問い合わせ：事前相談先】伊勢崎市 企画部企画調整課 街づくり推進係
☎ 0270-27-2707 (直通) ☐ kikaku@city.isesaki.lg.jp

